地区別バリアフリー基本構想の策定に向けて

資料1

≪千葉市バリアフリーマスタープラン策定までの流れ≫

- 「千葉市バリアフリーマスタープラン」の策定にあたって、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会や地域懇談会、まち歩き点検等を実施し、当事者参加のもと検討。

令和元年８月20日	第１回協議会	庁内会議
12月	意見照会	
令和２年２月10日	第２回協議会	
５～７月	意見照会・市民意見募集	
８月27日	第３回協議会	
11月11日	第４回協議会	
12月	パブリックコメント	
令和３年２月２日	第５回協議会	

随時実施

地域懇談会（６区） ９～10月

まち歩き点検（４回） 11月

重点整備地区（モデル地区）の検討
令和３年度

地区WG
まち歩き点検

事業者WG

千葉市バリアフリーマスタープランの策定

地域懇談会

地域特有の課題を把握するため、区別に意見交換を実施。

まち歩き点検ワークショップ

特徴的な施設・経路を視察し、バリアフリー推進状況を評価。

千葉市バリアフリー基本構想推進協議会

バリアフリーマスタープラン及び基本構想を検討し、内容について承認を行う、法及び条例に基づいて設置された母体。

≪促進地区の設定≫

- 従前のバリアフリーに関する計画である「千葉市バリアフリー基本構想」における重点整備地区を原則とし、立地適正化計画における都市機能誘導区域を含むエリアとして、鉄軌道駅を中心として22の促進地区を設定。

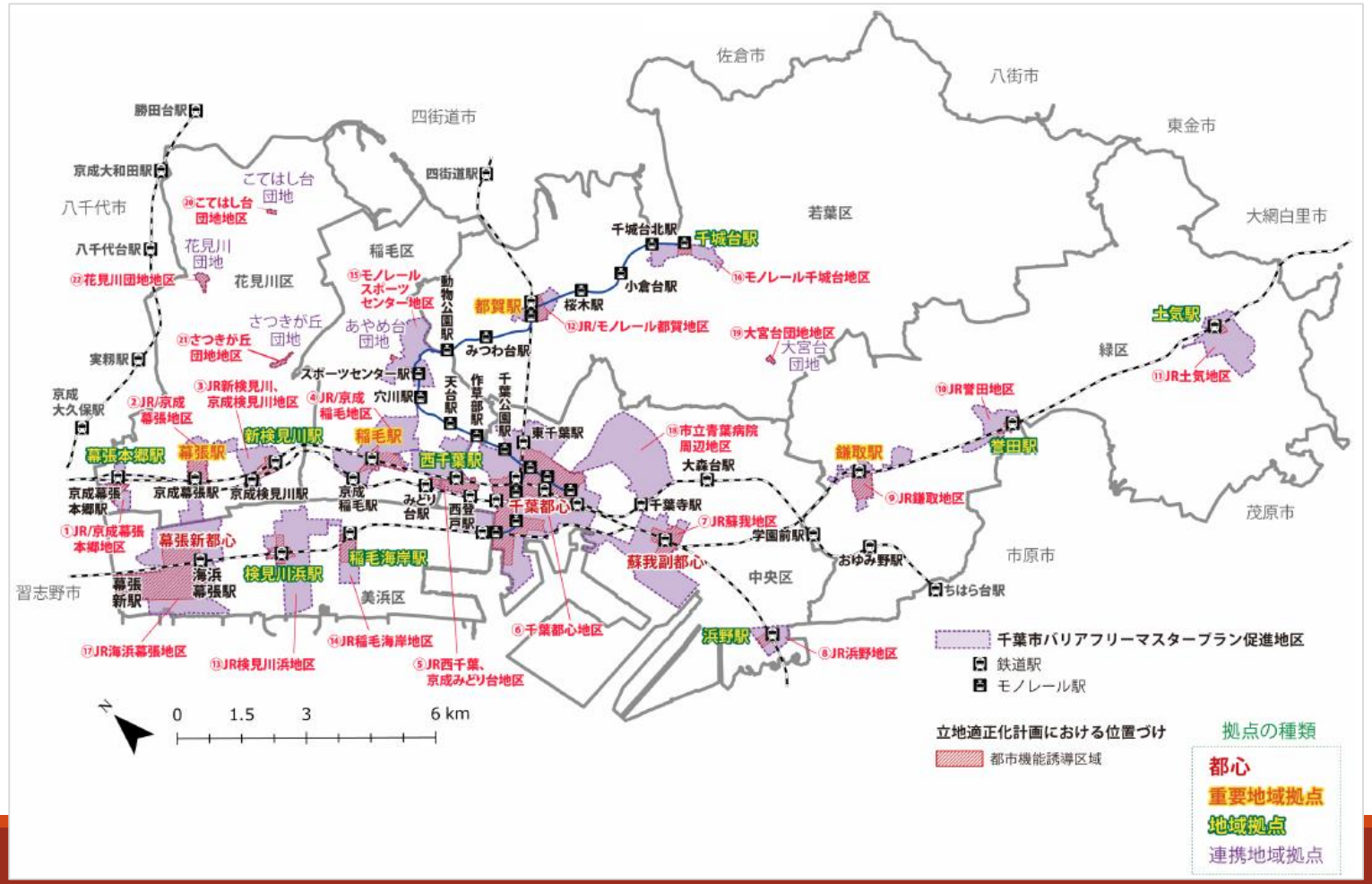

促進地区

生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区。

重点整備地区

生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区。

地区別バリアフリー基本構想の策定に合わせて指定。

≪重点整備地区の指定と地区別バリアフリー基本構想の策定≫

- バリアフリー化の実現に向けて、事業化が見込まれる地区等を、重点整備地区として定めるため、地区別バリアフリー基本構想を策定。
- バリアフリー化の事業主体となる公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、建築物や公園、路外駐車場の施設管理者及び教育啓発を行う主催者は、具体的なバリアフリー化に向けた事業を設定し、ハード・ソフト両面のバリアフリー化を推進。
  また、定期的にバリアフリー化の進捗状況を点検。

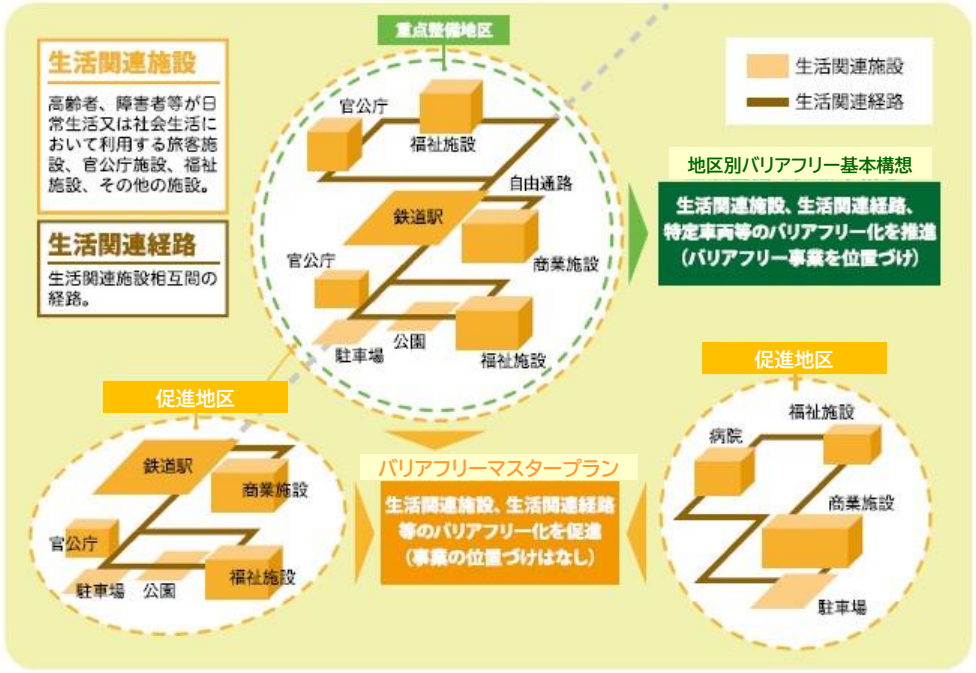

促進地区及び重点整備地区におけるバリアフリー化のイメージ

国土交通省資料を基に作成

- 22の促進地区のうち、今後、優先して重点整備地区として検討する地区については、立地適正化計画との整合を図りつつ、重点整備地区の候補地区を評価要件等を考慮し、設定。
- 令和3年度（2021年度）は、JR稲毛駅を中心とした「JR／京成稲毛地区」をモデル地区として、地区別バリアフリー基本構想の策定を検討。

≪地区別バリアフリー基本構想にて定める事項≫

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定されている事項。

バリアフリーマスタープランで定める事項（法24 条の2）	地区別バリアフリー基本構想で定める事項（法25条）
1　移動等円滑化促進地区の位置及び区域	1　重点整備地区の位置及び区域
2　生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項	2　生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
―	3　移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
3　その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項	4　その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
・移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努める	・重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める
・市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる	・市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる
・移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定めることができる	―

≪地区別バリアフリー基本構想にて定める事項≫

➢「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定されている事項。

地区別バリアフリー基本構想で定める事項（法25条）	【資料3】地区別バリアフリー基本構想（JR／京成稲毛地区）骨子案
1　重点整備地区の位置及び区域	**第3章　重点整備地区の設定（P.11～）** 3.1　重点整備地区の設定の考え方 3.2　重点整備地区の設定
2　生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項	**第3章　重点整備地区の設定（P.11～）** 3.3　生活関連施設・生活関連経路の設定 **第4章　移動円滑化に関する事項（P.16～）**
3　移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項	**第5章　稲毛地区における特定事業等** *※次回協議会にて審議予定。*
4　その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項	
・重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努める	**第1章　地区別バリアフリー基本構想策定にあたって（P.1～）** **第2章　バリアフリー化に向けた基本的な方針（P.9～）**
・市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる	**第6章　基本構想の実現に向けて** *※次回協議会にて審議予定。*

≪地区別バリアフリー基本構想にて定める事項≫

- 地区ワーキンググループ（地区WG）及び事業者ワーキンググループ（事業者WG）を設置し、意見の収集や特定事業の検討を実施。
- 地区WGや意見交換会を踏まえ、具体的なバリアフリー事業の設定に向けて調整。

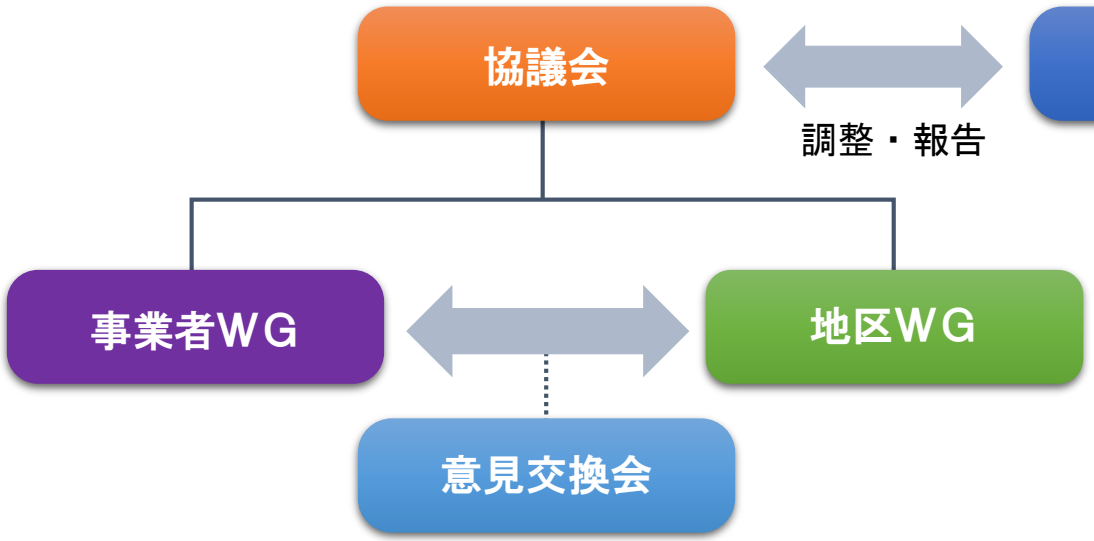

事業者WG

市の取組について情報共有。
特定事業等の検討と事業内容の調整。

地区WG

生活関連施設・生活関連経路を視察し、バリアフリー上の具体的な改善策を整理するための意見交換を実施。

意見交換会

地区WG及び事業者WGのメンバーによる特定事業案等に関する意見交換を行い、相互理解を促進。

≪スケジュール(想定)≫
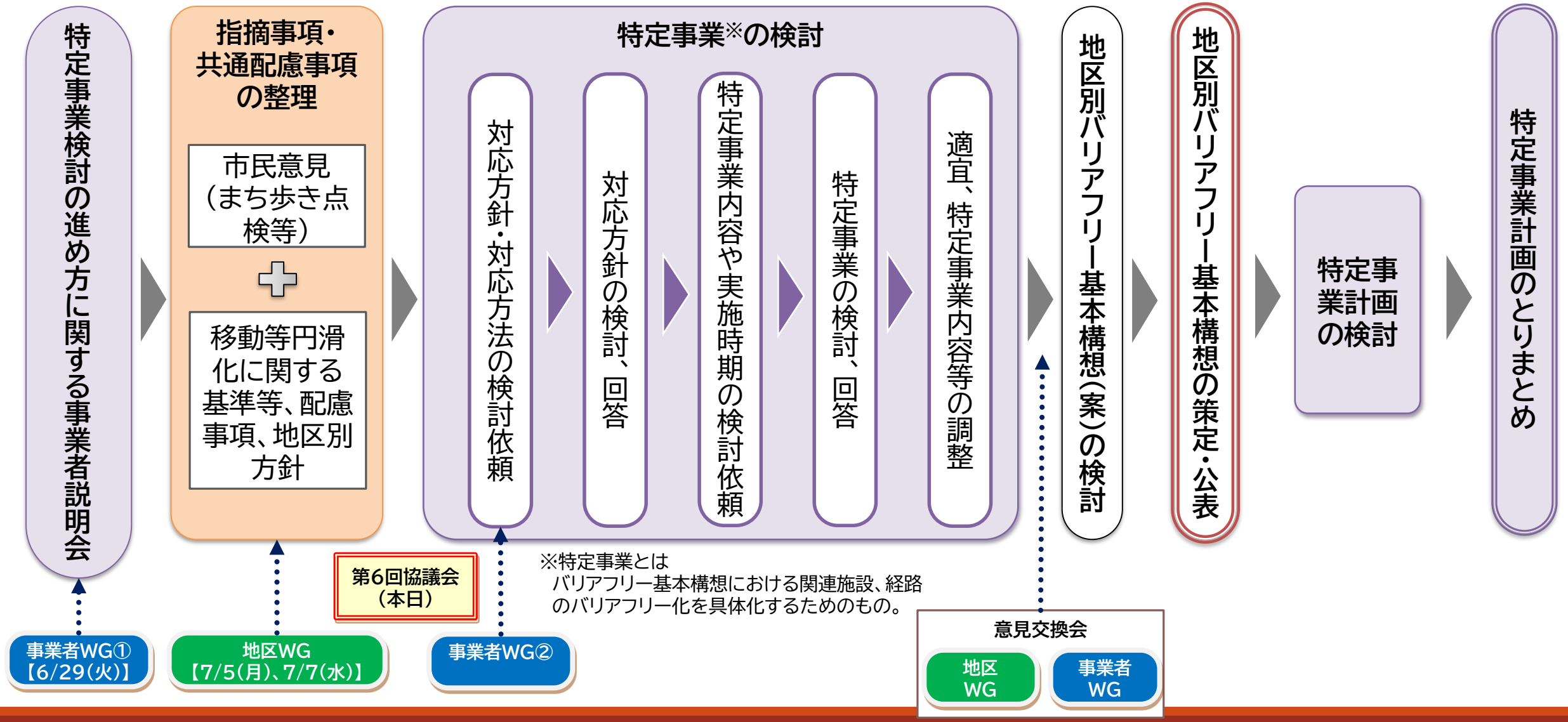
令和4年3月頃